

Safer Future ~ 安全な未来へ ~

# 運輸安全委員会ニュースレター

Japan Transport Safety Board Newsletter

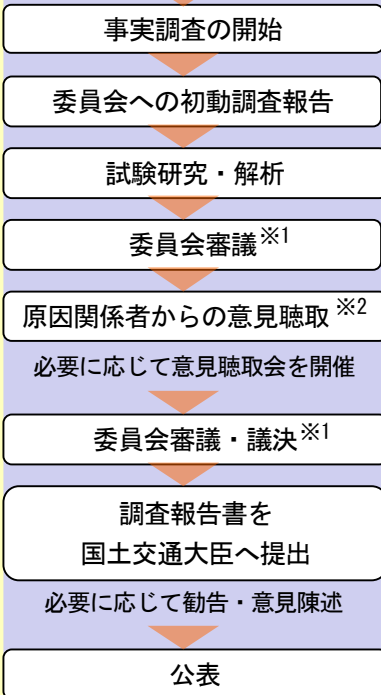
- 船舶事故等調査の流れ / 地方事務所の設置 ..... 1
- 事故調査事例 (船舶・航空・鉄道) ..... 2
- 事故等調査報告書の公表 / 事故・重大インシデント調査情報 ..... 8

## 船舶事故等調査の流れ

船舶事故等は、航空・鉄道事故等に比べ調査対象件数が多いことから、事故等の区分（重大なもの及び重大なもの以外）に応じて、調査担当組織、審議部会などに違いがあります。

重大な船舶事故等は、東京の船舶事故調査官が事実調査等を行い、海事部会で審議します。また、重大なもの以外の船舶事故等については、地方事務所の地方事故調査官が事実調査等を行い、海事専門部会で審議します。（ここで船舶事故等とは、船舶の事故及び重大インシデントをいいます。）

### 船舶事故等発生



### 船舶事故等のうち重大なもの

調査担当組織：船舶事故調査官  
【東京の事務局】  
審議・議決部会：海事部会

#### 船舶事故等のうち重大なものの定義

- ・ 旅客のうちに死亡者若しくは行方不明者又は2人以上の重傷者が発生
- ・ 5人以上の死亡者又は行方不明者が発生
- ・ 国際航海に従事する船舶に係る事故であって、当該船舶が全損又は死亡・行方不明者が発生
- ・ 油等の流出により環境に重大な影響を及ぼしたもの
- ・ 船舶事故等又は船舶事故に伴い発生した被害に先例がないもの
- ・ 特に重大な社会的影響を及ぼしたもの
- ・ その原因を明らかにすることが著しく困難なもの
- ・ 船舶事故等の防止、被害軽減のための重要な教訓を得られるもの

### 船舶事故等のうち重大なもの以外

調査担当組織：地方事故調査官  
【管轄地方事務所】  
審議・議決部会：海事専門部会

※1 被害や社会的影響が大きい事故、委員会が必要と認める事故等については、総合部会あるいは委員会全体で審議

※2 原因関係者の希望により補佐する者の同席、公開での意見聴取が可能

## 地方事務所の設置

地方事務所は、全国8箇所（函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎及び那覇）に置かれ、船舶事故等のうち重大なもの以外の事故等の調査を行っており、航空・鉄道事故等の初動調査の支援も担っています。



【地方事務所管轄図】

